

技術規制見直しに係る今後の対応について（案）

平成 29 年 6 月

1. 今回検討を行った内容のフォローアップ

- ・今回、対応分類 B 2（平成 29 年度中に対応）又は B 3（平成 30 年度以降対応）とされた項目のうち、制度改正等の対応が完了していない項目については、毎年、技術・安全部会において対応状況のフォローアップを実施。
- ・初回のフォローアップは、平成 29 年度末から平成 30 年度はじめにかけ実施予定。
- ・対応状況は技術・安全部会の資料として公表。

2. 技術規制に係る不断の見直し

- ・今後、航空産業を取り巻く状況の変化や技術の進展、国際標準の変更等を踏まえ、安全確保を最優先としつつ、環境へも配慮しながら、不断の見直しを実施。
- ・技術規制見直しに係る要望、制度改正後の運用状況に係る意見等を事業者等から募集すべく、「航空安全技術規制に関する目安箱」の運用を改善し、積極的な活用を図るため、今後、改めて周知等を実施（詳細は別紙参照）。
- ・「航空安全技術規制に関する目安箱」に寄せられた要望事項については、担当部署で検討のうえ要望者に原則として 30 日以内に回答を行うとともに、今後、技術・安全部会において要望件数及び主要な項目に係る内容及び対応について報告を実施。

「航空安全技術規制に関する目安箱」について

1. 概要

- 安全に関する技術規制について、制度や運用の見直しを有効なものとするため、「航空安全技術規制に関する目安箱」が平成24年に設置されたところ、積極的な活用を図るために運用を改善し、事業者等からの要望の収集を行う。

2. 内容

■投稿方法

- ・専用のフォーマットを用意し、専用メールアドレス宛に電子メールにて提出。

■運用

- ・要望内容と対応は原則公表。
- ・回答期限は、要望受付日より起算して原則30日以内とする（調査等に時間を要するものについては、その旨、回答期限を明示して回答する）。
- ・要望事項については、毎年、技術・安全部会において要望件数、要望及び対応について報告し、公表。

■周知

- ・事業者等に対して目安箱について電子メール等により改めて周知するとともに、積極的な活用が図られるよう、今後設置予定の航空安全ポータルサイトを含むウェブサイト等においても周知を行う。
- ・地方航空局を含め、航空局内にも広く周知し、事業者等に対して機会あるごとに周知する。